

議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の概要

本年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、関係条例を改正するもの

1 保育料の無償化に係る条例改正について

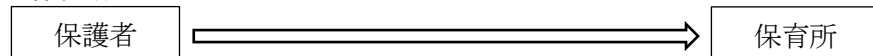
- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料を無償化するもの
- (2) 住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するもの

2 副食費の徴収に係る条例改正について

保育料の無償化に伴い、各施設において副食費（実費）を徴収する規定を追加するとともに、年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第3子（幼稚園は小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所及びへき地保育所は小学校就学前の年長者からカウントする。）以降の子どもの副食費の徴収を免除するもの

また、町内の保育施設を利用する3歳以上の子どもに対して、平成28年4月から主食を提供しており、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内全ての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの

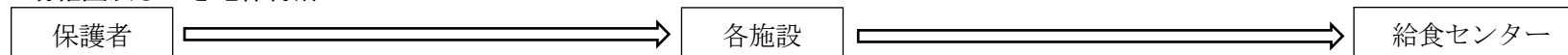
(1) 保育所



副食材料費は保護者が負担

主食は町負担で提供（従来どおり）

(2) 幼稚園及びへき地保育所



副食費は保護者が負担

主食相当分は町負担で提供【拡充】

3 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正について

- (1) 保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより、3歳以上の保育料を無償化するもの
- (2) 3歳以上の保育料の無償化に伴い、当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するもの

幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年 9 月26日 条例第71号) 第 1 条～第 5 条 略 (保育料の徴収) 第 6 条 略 第 7 条及び第 8 条 略	○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年 9 月26日 条例第71号) 第 1 条～第 5 条 略 (保育料の徴収) 第 6 条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。</u> 第 7 条及び第 8 条 略 <u>(給食費の徴収)</u> <u>第 9 条 町長は、保育児童に提供した給食の費用（以下「給食費」という。）を保護者から徴収するものとする。</u> <u>2 前項に規定する給食費は、当該保育児童に給食を提供するために現に要した額とする。</u> <u>3 町長は、補助、助成その他の給付により保護者以外から給食費の全部又は一部の納入が見込まれる場合は、その額を減じて保護者に請求するものとする。</u> <u>4 町長は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる副食費（保育児童に係る給食費のうち副食の提供に要する費用）を徴収しないものとする。</u> <u>(1) 満 3 歳以上保育児童のうち、その保護者と同一の世帯に属する者に係る市町</u>

現 行 条 例				改 正 条 例			
				村民税所得割合算額が57,700円未満（別表備考 7 に掲げる世帯に属する満 3 歳以上教育・保育認定子どもにあっては77,100円以下）である保育児童に係る副食費 (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で 3 人以上いる場合において、そのうち年長の保育児童から順に 3 人目以降となる満 3 歳以上保育児童に係る副食費 (3) 3 歳未満児で、算定された保育料が 0 円である保育児童に係る副食費（保育料が 0 円と算定された月分の副食費に限る。） (4) 3 歳未満児で、別表の備考 6 に該当する世帯（所得割合計額が77,100円以下の世帯に限る。）に属する保育児童に係る副食費 (5) その他町長が必要と認める副食費			
第 9 条 略				第10条 略			
第10条 略				第11条 略			
第11条 略				第12条 略			
第12条 略				第13条 略			
別表 （第 6 条関係）保育料金表				別表 （第 6 条関係）保育料金表			
階層区分		保育料の額（月額）		階層区分		保育料の額（月額）	
		3 歳未満児	3 歳以上児			3 歳未満児	
第 1 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0 円	0 円	第 1 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課	2, 000 円	2, 000円	第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課税世	0 円	

現 行 条 例					改 正 条 例				
	税世帯					帯			
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		8,000円	7,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		8,000円	
第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（3,000円未満）	11,000円	9,000円	第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（3,000円未満）	11,000円	
第5階層		市町村民税所得割課税世帯（3,000円以上30,000円未満）	12,000円	10,000円	第5階層		市町村民税所得割課税世帯（3,000円以上30,000円未満）	12,000円	
第6階層		市町村民税所得割課税世帯（30,000円以上60,000円未満）	13,000円	11,000円	第6階層		市町村民税所得割課税世帯（30,000円以上60,000円未満）	13,000円	
第7階層		市町村民税所得割課税世帯（60,000円以上）	16,000円	14,000円	第7階層		市町村民税所得割課税世帯（60,000円以上）	16,000円	
備考					備考				
1～4 略					1～4 略				
5 3歳未満児又は3歳児として保育を開始された子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。					5 3歳未満児として保育を開始された子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。				
6 略					6 略				
7 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。					7 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合（第1階層、第2階層を除く。）は、この表の規定にかかわらず2,000円とする。				
(1)～(3) 略					(1)～(3) 略				
	保育料の額（月額）								
	3歳未満児		3歳以上児						
第2階層	0円		0円						
第3階層	2,000円		2,000円						
第4階層	2,000円		2,000円						
第5階層	2,000円		2,000円						

現 行 条 例	改 正 条 例								
<table><tr><td>第6階層</td><td>2,000 円</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>第7階層</td><td>2,000 円</td><td>2,000 円</td></tr></table> 8 第2階層から第7階層までの世帯であつて、<u>保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）</u>が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が7に掲げる世帯の場合の次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「7に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 9 及び 10 略	第6階層	2,000 円	2,000 円	第7階層	2,000 円	2,000 円	略	8 第3階層から第7階層までの世帯であつて、<u>施設利用就学前児童</u>が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が7に掲げる世帯の場合の次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「7に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 9 及び 10 略	略
第6階層	2,000 円	2,000 円							
第7階層	2,000 円	2,000 円							
略									
略									